

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
キャリアサポートセンター姫路運営規程
(就労移行支援、就労定着支援)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 幸（以下「事業者」という。）が設置するキャリアサポートセンター姫路（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労移行支援（以下「指定就労移行支援」という。）、及び就労定着支援（以下「指定就労定着支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労移行支援、及び指定就労定着支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労移行支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労移行支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の提供を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、3年間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

4 指定就労定着支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年姫路市条例第63号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労移行支援、及び指定就労定着支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定就労移行支援、及び指定就労定着支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 キャリアサポートセンター姫路
- (2) 所在地 兵庫県姫路市南駅前町82番地 南極ビル2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、基準で定める員数を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理、指定就労移行支援、及び指定就労定着支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労移行支援、及び指定就労定着支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労移行支援以外

の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労移行支援の目標及びその達成時期、指定就労移行支援を提供する上での留意事項等を記載した就労移行支援計画の原案を作成すること。

- (ウ) 就労移行支援計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労移行支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
 - (エ) 就労移行支援計画作成後、就労移行支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、就労移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労移行支援計画を変更すること。
 - (オ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労定着支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労定着支援の目標及びその達成時期、指定就労定着支援を提供する上での留意事項等を記載した就労定着支援計画の原案を作成すること。
 - (カ) 就労定着支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労定着支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
 - (キ) 就労定着支援計画作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画を変更すること。
 - (ク) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (ケ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
 - (コ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 2 指定就労移行支援における前項以外の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 職業指導員 1名以上
職業指導員は、就労移行支援計画に基づき、生産活動の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。
 - (2) 生活支援員 1名以上
生活支援員は、就労移行支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。
 - (3) 就労支援員 1名以上
就労支援員は、就労移行支援計画に基づき、職場実習の斡旋、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援を行う。
- 3 指定就労定着支援における前1項以外の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 就労定着支援員 1名以上
就労定着支援員は、就労定着支援計画に基づき、就労定着のための支援を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜日。ただし、12月30日から1月4日までを除く。
 - (2) 営業時間 8時30分から17時30分
 - (3) サービス提供日 月曜から金曜日。ただし、12月30日から1月4日までを除く。
 - (4) サービス提供時間 9時30分から16時00分時までとする。
- 2 前項の規定に関わらず管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は、次のとおりとする。

- (1) 指定就労移行支援 12名

(主たる対象者)

第7条 事業所は、主たる対象者は「精神障害者」とする。

(サービスの内容)

第8条 事業所で行う指定就労移行支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労移行支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 生産活動
- (5) 実習先企業等の紹介
- (6) 求職活動支援
- (7) 職場定着支援
- (8) 生活相談
- (9) 健康管理
- (10) 訪問支援
- (11) 施設外支援
- (12) 施設外就労
- (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (14) その他必要な訓練、支援、相談、助言。

2 事業所で行う指定就労定着支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労定着支援計画の作成
- (2) 職場への定着のための支援
- (3) 生活相談
- (4) 訪問支援
- (5) サービス利用中に離職する者への支援
- (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (7) その他必要な訓練、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労移行支援、又は指定就労定着支援を提供した際には、利用者から当該指定就労移行支援、又は指定就労定着支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労移行支援、又は指定就労定着支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労移行支援、又は指定就労定着支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供に係る費用
一食につき500円（うち食材料費200円）
ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として1食200円とする。
- (2) 日用品費の実費
- (3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(工賃の支払等)

第10条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 指定した場所以外での火気を用いないこと。
- (3) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、事業者は利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス提供事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

姫路市全域、福崎町全域、市川町全域、神河町全域
高砂市全域、加古川市全域、たつの市全域、太子町全域

- 2 通常の事業の実施地域以外の利用希望者に対し、実施する場合もある。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現に指定就労移行支援、又は指定就労定着支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労移行支援、又は指定就労定着支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 指定就労移行支援、又は指定就労定着支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、地震その他の非常災害に備え、利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労移行支援、又は指定就労定着支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う。

(苦情解決)

第17条 提供した指定就労移行支援、又は指定就労定着支援に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労移行支援、又は指定就労定着支援に関し、法第10条第1項、法第11条第2項又は法第48条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定就労移行支援、又は指定就労定着支援の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して千葉市が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は事業者の計画に従い、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。

(2) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定及び設置

(4) 成年後見制度の利用支援

(5) 苦情解決体制の整備

(6) その他、虐待の防止等のため必要な措置

(身体拘束等の禁止)

第20条 事業者は、指定就労移行支援、又は指定就労定着支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第21条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テ

レビ電話装置等の活用可)を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(暴力団等の影響の排除)

第22条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定就労移行支援、又は指定就労定着支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労移行支援、又は指定就労定着支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 事業所は、指定就労移行支援、又は指定就労定着支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。